

『消費増税をめぐる契約実務Q&A』
正誤のお知らせ

標題図書の以下の箇所につきまして、誤りがありました。お詫びして訂正させていただきます。

【118 ページ「Ans」内、上から2行目】

誤	正
ロイヤリティに関しフランチャイズ契約により継続して使用料の支払いを受ける日が定められている場合には、それぞれ支払いを受ける日における税率が適用されます。	フランチャイズ契約におけるロイヤリティに関しては、原則としてそれぞれの支払いの額が確定した日における税率が適用されます。

【118 ページ下から3行目】

誤	正
ただし、契約により継続して使用料の支払いを受ける日が定められている場合には、それぞれの支払いを受ける日とされず（消基通9-1-21）。	ただし、事業者が継続して契約により使用料の支払いを受けることとなっている日としている場合には、それぞれの支払いを受ける日とすることができます（消基通9-1-21）。

【119 ページ上から15行目】

誤	正
ロイヤリティについても、その使用料の額が確定した日が「資産の譲渡等をした時」となりますが、フランチャイズ契約により、継続して使用料の支払いを受ける日が定められている場合には、それぞれの支払いを受ける日が「資産の譲渡等をした時」となり、その時点における消費税率が適用されます。	ロイヤリティについても、原則としてその使用料の額が確定した日が「資産の譲渡等をした時」となります。ただし、継続して使用料の支払いを受ける日を売上計上日としている場合には、それぞれの支払いを受ける日を「資産の譲渡等をした時」とすることができ、その場合はその時点における消費税率が適用されます。